

株 主 各 位

第14期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

株式会社サイバーセキュリティクラウド

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2017年11月14日開催の取締役会にて、「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制
 - イ 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため、「リスクコンプライアンス規程」等を定める。
 - ロ 当社の取締役は、当社及びその子会社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - ハ 当社の監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
 - ニ 当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当社及びその子会社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書保管管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。
 - ロ 当社は、「個人情報保護規程」、「機密情報管理規程」等の社内規則に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。
- ③ 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスクコンプライアンス規程」に基づき、全社的なリスクを管理する「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
 - ロ 当社は、経営会議等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社及びその子会社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
 - ハ 当社の内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、当社及びその子会社におけるリスク管理の実施状況について監査を行う。

- ④ 当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役及び執行役員業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員業務の執行について監視・監督を行う。
 - ロ 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ハ 当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。
- ⑤ 当社及びその子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ 当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
 - ロ 当社は、「リスクコンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
 - ハ 当社は、「内部通報規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
 - ニ 当社の内部監査人は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社及びその子会社の従業員の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
 - ホ 当社の監査役会は、当社及びその子会社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
- ⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、経営管理責任を明確化する。
 - ロ 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行上重要な事項は当社の取締役会等の決定機関において事前承認を得たうえで執行する。また、子会社において業務執行上発生した重要な事実については、当社の関連部門に報告するものとする。
 - ハ 当社内部監査人は、当社が子会社を有する場合には、各子会社に対しても定期的な監査を行う。

- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
- イ 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の従業員から監査役補助者を任命することができるものとする。
 - ロ 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - ハ 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
- ⑧ 当社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに子会社の取締役、監査役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告をするための体制
- イ 当社の取締役及び従業員並びにその子会社の取締役、監査役及び従業員等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
 - ロ 当社及びその子会社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 当社の監査役は、当社及びその子会社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
 - ロ 当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。
 - ハ 当社の監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
 - ニ 当社の監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

イ 当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力排除宣言」を宣言する。

ロ 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①リスク管理体制及びコンプライアンス体制

当社は、リスク管理及びコンプライアンス体制を整備するために「リスクコンプライアンス規程」を定めています。リスクの発生可能性、発生状況及びコンプライアンス状況について、正確な把握に努めるとともに、必要に応じてリスクを未然に防ぐため対策を検討し、実行するため、代表取締役を委員長とした「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、四半期に1度開催しております。なお、コンプライアンス体制の確立・強化のため弁護士と顧問契約を締結し、内容に応じてそれぞれ適宜アドバイスやチェックの依頼を行っております。

②内部監査の状況

内部監査は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、会社の健全な経営管理に寄与することを目的とし、当社の業務、会計、組織及び制度の適正を確かめ、不正、誤謬の防止を図るとともに、会社財産の保全、経営能率の向上及び業績の伸展に関する助言を行っております。当社は独立した内部監査室は設けておりませんが、内部監査人として代表取締役の命を受けた内部監査人が、各部署に対して業務監査を実施しております。また、内部監査人が所属するチームについては、他部署に所属する内部監査人が業務監査を実施することで、相互牽制の体制を構築しております。なお、内部監査人は1名であります。

③監査役監査の状況

監査役監査につきましては、監査役監査計画にて定められた内容に基づき監査を行い、原則として月1回開催される監査役会にて情報共有を図っております。

監査役と内部監査人は、適宜に会合を持ち、相互補完体制として、年度活動方針の事前調整、月次報告会、合同監査など、効果的な監査の実施に努めております。また、監査役と会計監査人は、定期的に会合を持ち、会計監査及び業務監査結果を共有し、積極的な連携により、監査の品質向上及び効率化に努めております。さらに、内部監査人と会計監査人は、必要に応じて会合を持ち、主に財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画及び結果についてミーティングを実施しております。このような三者間の連携及び相互補完体制をもって、当社の健全な経営及び継続的な発展に不可欠な内部統制の整備・運用状況の有効性の検証及び評価を推進しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	415,528	406,528	488,228	—	1,310,284
当連結会計年度変動額					
新株の発行	27,375	27,375			54,750
新株予約権の行使	875	875			1,750
親会社株主に帰属する当期純利益			427,207		427,207
自己株式の取得				△55	△55
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	28,250	28,250	427,207	△55	483,652
当連結会計年度末残高	443,778	434,778	915,436	△55	1,793,936

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 合 計		
当連結会計年度期首残高	1,900	1,900	13,428	1,325,613
当連結会計年度変動額				
新株の発行				54,750
新株予約権の行使				1,750
親会社株主に帰属する当期純利益				427,207
自己株式の取得				△55
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	977	977	12,288	13,265
当連結会計年度変動額合計	977	977	12,288	496,918
当連結会計年度末残高	2,878	2,878	25,716	1,822,531

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 Cyber Security Cloud Inc.

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

① 連結の範囲の変更

当連結会計年度からCyber Security Cloud Inc.を連結の範囲に含めております。これは、Cyber Security Cloud Inc.の重要性が増加したことにより、連結の範囲に含めることとしたものであります。

② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物 10年～22年
- ・工具、器具及び備品 2年～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、10年間にわたって均等償却

- ・顧客関連資産の償却方法及び償却期間
しております。
顧客関連資産の償却については、9年間にわたって均等償却しております。
- ・自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

② 重要な引当金の計上基準

- ・貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

③ 収益及び費用の計上基準

当社グループの主たる事業のサイバーセキュリティ事業においては、顧客との契約から生じる収益は、顧客に移転されるサービスの提供期間にわたって収益を認識しております。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会計上の見積りはありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

財務制限条項

当連結会計年度における当社の借入金（当連結会計年度の連結貸借対照表計上額は、1年内返済予定の長期借入金28,560千円及び長期借入金83,380千円）について、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触し債権者の要請があった場合には当該債務の一括返済をする可能性があります。なお、当連結会計年度末において財務制限条項に抵触しておりません。

- ① 各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。

- ② 各事業年度の決算期の末日における単体の損益計算書に示される営業利益を2期連続損失としないこと。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 9,450,644株 |
|------|------------|
- (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 787,800株 |
|------|----------|

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。
- ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
- 営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
- 敷金は、主に事業所等の建物の賃借に伴うものであり、貸主リスクに晒されております。
- 営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。
- 借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で4年後であります。これらは、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
- 当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。
- また、敷金については、貸主の信用状況を定期的に把握し、賃貸借期間を適切に設定することによりリスク低減を図っております。
- b. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
- 当社グループは、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
敷 金	100,586千円	90,850千円	△9,736千円
資 産 計	100,586	90,850	△9,736
長 期 借 入 金 (※)	184,198	184,198	—
負 債 計	184,198	184,198	—

(※) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等については、短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,754,945	－	－	－
売掛金	279,530	－	－	－
敷金	－	－	－	100,586

3. 長期借入金の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金（※）	92,459	91,739	－	－

（※）長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(3) 金融商品の時価の区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	90,850	—	90,850
資産計	—	90,850	—	90,850
長期借入金 (※)	—	184,198	—	184,198
負債計	—	184,198	—	184,198

(※) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は変動金利のため市場金利を反映し、信用状態が借入後大きく変化していないことから時価と簿価が近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。当該借入金はレベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの主たる事業のサイバーセキュリティ事業において、顧客との契約から生じる収益は、大部分が一定の期間にわたり顧客に移転されるサービスから生じる収益であり、一時点で顧客に移転されるサービスから生じる収益の重要性はございません。

よって、開示の重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は省略しております。

(2)顧客との契約から生じる収益と理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ③ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

	当連結会計年度（千円）
契約負債（期首残高）	173,075
契約負債（期末残高）	197,505

契約負債は、主に、履行義務の充足に伴って収益を認識する契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

契約負債の増減は、主として前受金の受取（契約負債の増加）と、収益認識（同、減少）により生じたものであります。

当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、おおむね当連結会計年度の収益として認識しており、繰り越された金額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 190円13銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 45円28銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(資本金及び資本準備金の額の減少)

当社は2024年2月14日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少に関する議案を2024年3月27日に開催予定の第14期定時株主総会に付議することを決議いたしました。詳細は以下の通りです。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

資本金及び資本準備金の額を減少し、その減少額を「その他資本剰余金」へ振り替えることで、今後の当社の資本政策の柔軟性、機動性を向上させることを目的とするものであります。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

資本金の額443,778,050円を343,778,050円減少して100,000,000円とし、資本準備金の全額434,778,050円を減少して、それぞれの減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

なお、当社が発行しているストック・オプション(新株予約権)が減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

3. 資本金及び資本準備金の額の減少の日程(予定)

- (1) 取締役会決議 2024年2月14日
- (2) 株主総会決議 2024年3月27日(予定)
- (3) 債権者異議申述公告日 2024年4月8日(予定)
- (4) 債権者異議申述最終期日 2024年5月8日(予定)
- (5) 効力発生日 2024年5月10日(予定)

4. 今後の見通し

本件は、当社貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産合計額に変動はなく、当社業績に与える影響はありません。なお、本件は、2024年3月27日開催予定の第14期定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

(自己株式の取得)

当社は2024年2月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、以下のとおり実施いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社の主要株主であるVECTOR GROUP INTERNATIONAL LIMITED（常任代理人 株式会社ベクトル）より、同社の保有する当社株式の一部について売却の打診があり、検討した結果、当該株式売却による当社株式需給への短期的な影響を緩和し既存株主様への影響を軽減する観点とともに、今後の経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするために、自己株式を取得しました。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|--------------|--|
| ① 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得し得る株式の総数 | 159,600株（上限）
（発行済株式総数（自己株式除く）に対する割合1.69%） |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 400,000千円（上限） |
| ④ 取得期間 | 2024年2月15日 |
| ⑤ 取得方法 | 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付 |

(3) 取得に係る事項の内容

上記東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による取得の結果、当社普通株式159,600株（取得価額399,957千円）を取得いたしました。

(多額の資金の借入)

当社は、2024年2月14日開催の取締役会決議に基づき、2024年2月15日に実施した自己株式の取得資金を充当する目的として、以下のとおり借入を実行いたしました。

- | | |
|---------|------------|
| ① 借入先 | 株式会社みずほ銀行 |
| ② 借入金額 | 350,000千円 |
| ③ 借入利率 | 基準金利＋スプレッド |
| ④ 借入実行日 | 2024年2月22日 |
| ⑤ 借入期間 | 5年 |
| ⑥ 担保の有無 | なし |

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						新株 予約権	純資 産計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株 資 合 主 本 計
		資本 準備金	資本 剰余 金 計	その 他 利益 剰 余 金	利益 剰 余 金 計				
当期首残高	415,528	406,528	406,528	473,794	473,794	－	1,295,850	13,428	1,309,278
当期変動額									
新株の発行	27,375	27,375	27,375				54,750		54,750
新株予約権の 行使	875	875	875				1,750		1,750
自己株式の 取得						△55	△55		△55
当期純利益				440,839	440,839		440,839		440,839
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）								12,288	12,288
当期変動額合計	28,250	28,250	28,250	440,839	440,839	△55	497,284	12,288	509,572
当期末残高	443,778	434,778	434,778	914,633	914,633	△55	1,793,134	25,716	1,818,851

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価の方法

- ・ 関係会社株式 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法(ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ 建物 10年～22年
- ・ 工具、器具及び備品 2年～10年

ロ. 無形固定資産

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ・ のれん のれんの償却については、10年間にわたって均等償却しております。
- ・ 顧客関連資産 顧客関連資産の償却については、9年間にわたって均等償却しております。

(3) 引当金の計上基準

・ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度は貸倒れの実績がなく、また貸倒懸念債権等もないことから貸倒引当金は計上しておりません。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業のサイバーセキュリティ事業においては、顧客との契約から生じる収益は、顧客に移転されるサービスの提供期間にわたって収益を認識しております。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会計上の見積りはありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 財務制限条項

当事業年度における当社の借入金(当事業年度の貸借対照表計上額は、1年内返済予定の長期借入金28,560千円及び長期借入金83,380千円)について、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触し債権者の要請があった場合には当該債務の一括返済をする可能性があります。なお、当事業年度末において財務制限条項に抵触しておりません。

- ① 各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。
- ② 各事業年度の決算期の末日における単体の損益計算書に示される営業利益を2期連続損失としないこと。

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	94,751千円
短期金銭債務	21,351千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	321,742千円
営業費用	59,717千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	24株
------	-----

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
減価償却費		2,239千円
ソフトウェア		20,063千円
未払事業税		8,654千円
株式報酬費用		22,410千円
未払地代家賃		4,194千円
未払賞与		21,415千円
その他		867千円
繰延税金資産合計		79,845千円
繰延税金負債		
企業結合により識別された無形資産		△15,224千円
繰延税金負債合計		△15,224千円
繰延税金資産の純額		64,621千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1)子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Cyber Security Cloud Inc.	所有 直接100%	販売代理店 契約	製品 販売 (注)	321,742	売掛金	92,364

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 販売価格の決定方法は、当該取引に係る公正な価格を勘案して、当事者間による価格交渉の上で決定しております。

(2)役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	小池 敏弘	(被所有) 直接0.7%	当社 代表取締役 社長	金銭 報酬債権の 現物出資 (注)	46,537	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資であります。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 7.収益認識に関する注記 (2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	189円74銭
(2) 1株当たり当期純利益	46円73銭

11. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。